

司法書士に家事事件及び民事執行事件の代理権の付与を求める意見書

近年、カード犯罪や振り込め詐欺、多重債務など深刻かつ複雑な問題が増加しており、法による紛争の解決が一層求められている。

国民の司法アクセスの充実拡大のためには、弁護士並びに司法書士、税理士等の法律関連専門職がそれぞれ役割を分担するとともにその独自性と専門性を発揮することのできる環境を整備し、これらの法律関連専門職を有効に活用する仕組み作りが重要である。

このため、平成十四年の司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案の審議において、衆議院法務委員会で「司法書士に対する家事事件及び民事執行事件の代理権付与については、簡易裁判所における訴訟代理権案の行使による司法書士の実務上の実績等を踏まえて早急に検討すること」と附帯決議がなされ、さらに参議院法務委員会においても同趣旨の附帯決議がなされたところである。

このような中で、司法書士は、相続や民事執行関係の裁判事務に関わる業務を日常的に行っているが、代理権がないために依頼人本人が裁判所に出頭しなければならないなど、事案の処理が効率的に行えない状況である。

よって、国会及び政府におかれては、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会の附帯決議を踏まえ、研修の終了者や試験の合格者など能力を担保された司法書士に家事事件及び民事執行事件の代理権を付与するなど国民の司法アクセスの充実拡大を図るよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十二月十六日

大分県議会議長 阿 部 英 仁

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	麻生 太郎 殿
総務大臣	鳩山 邦夫 殿
法務大臣	森 英介 殿